

市内米軍施設・区域の返還と 跡地利用の推進等に関する要請

- 市内米軍施設・区域の早期全面返還に関する要請
- 返還財産の跡地利用に関する要請
- 池子米軍家族住宅等の建設に関する要請

平成21年11月18日

横浜市長 林 文子

市内米軍施設・区域の早期全面返還に関する要請

返還方針が合意されている各施設の着実な返還及び瑞穂ふ頭（横浜ノース・ドック）をはじめとする市内米軍施設の早期全面返還を要請します。

1 返還方針が合意されている市内米軍施設・区域の早期返還を促進すること。

- ・平成16年10月に市内米軍施設6施設を対象とした返還方針が日米間で合意されており、17年12月に小柴貯油施設が、21年5月に富岡倉庫地区が返還された。
- ・残る未返還施設のうち、深谷通信所は長年米軍が常駐しておらず、上瀬谷通信施設は全居住者の移転及び住宅関連施設の閉鎖が行なわれた。

○ 返還に係る日米協議の経過及び返還の状況

年 月 日	出来事
H15. 7. 18	施設調整部会において、根岸住宅地区、富岡倉庫地区、深谷通信所、上瀬谷通信施設（一部）の返還について言及。 池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域での800戸程度の住宅・支援施設の整備に日米が一致。本市へ理解を求める。
H16. 9. 2	施設調整部会において、上瀬谷通信施設、深谷通信所、富岡倉庫地区、根岸住宅地区の全部返還、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地、小柴貯油施設の一部の返還について日米間で認識が一致
H16. 10. 18	日米合同委員会において、上瀬谷通信施設、深谷通信所、富岡倉庫地区、根岸住宅地区の全部返還、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地、小柴貯油施設の一部返還、池子住宅地区・海軍補助施設の横浜市域に米軍家族住宅700戸を建設することで合意
H17. 12. 14	小柴貯油施設の陸地部分全域及び制限水域の一部が返還された。
H21. 3. 31	横浜ノース・ドックの一部土地等が返還された。
H21. 5. 25	富岡倉庫地区が全面返還された。

平成16年10月18日の日米合同委員会における合意内容に基づき、市内米軍施設を速やかに返還すること。

2 瑞穂ふ頭をはじめとした他の施設・区域の返還を促進すること。

・返還合意施設以外にも市内には瑞穂ふ頭（横浜ノース・ドック）などが米軍施設として提供され、市民生活や都市形成に多大な影響を与えている。

市民が安心・安全に暮らせる社会環境づくりと将来を見据えた都市形成の推進に向けて、市内米軍施設・区域の返還を促進すること。

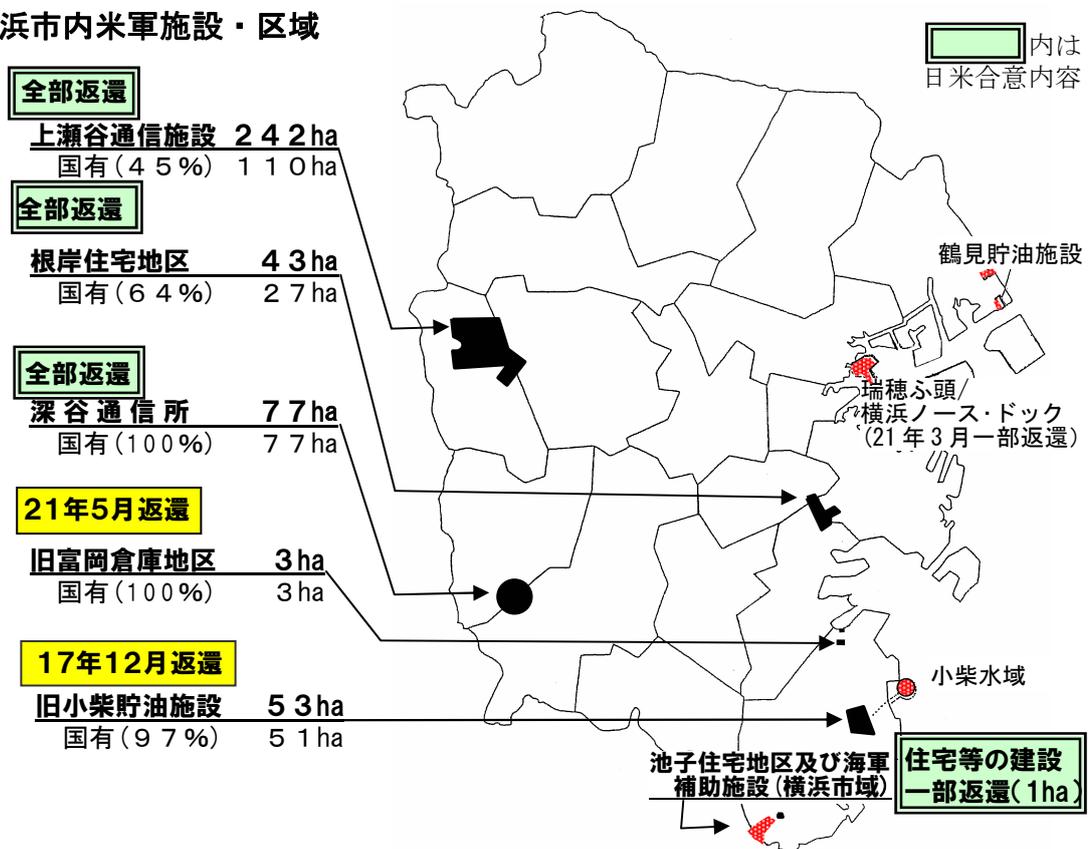
3 提供中並びに返還後の市民生活や円滑な跡地利用の実現に 十分配慮すること。

- ・都市計画道路環状4号線の国道1号以北において、上瀬谷通信施設付近が唯一未整備区間となっており、早期整備に向けて共同使用の申請を行っている。
- ・上瀬谷通信施設、根岸住宅地区の民間土地所有者との間で、返還と跡地利用に関する課題の共有を進めている。特に、根岸住宅地区では、米軍管理地に囲まれた土地に日本人世帯が居住し、日常生活上の様々な制約を受けている。
- ・米軍提供中の国有地において、耕作や野球などの市民利用が行われている。
- ・返還施設については、土壌や工作物の実態が必ずしも明らかになっていないため、跡地利用の具体化にあたっての支障となっている。

民間土地所有者の課題・要望を把握するとともに、提供中並びに返還後の市民生活に十分な配慮をすること。

米軍施設の返還にあたっては、土壌や工作物などの現状調査を行い跡地利用の実現に協力すること。

○ 横浜市内米軍施設・区域



返還財産の跡地利用に関する要請

地元自治体が、基地の存在により受けてきた様々な障害等のこれまでの負担・影響を考慮し、返還によるメリットが市民にもたらされるよう、公共公益的な利用の促進及び処分条件に配慮していただくよう要請します。

1 跡地利用の具体化に向けた市の取組に協力すること。

- ・長期にわたって基地として使用され、大幅な土地利用の改変がなされなかった結果、返還施設については、今日において得難い貴重な空間資源が残されている。

返還財産については、国有地の無償利用など市民にメリットがもたらされるよう関係省庁へ働きかけるとともに、跡地利用の具体化に向けて財政措置を含めた各種支援を実施すること。

池子米軍家族住宅等の建設に関する要請

池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の住宅等建設については、18年8月に基本配置計画（案）が、19年6月に基本構想が示され、18年10月ならびに19年8月に要請書を提出しています。本市からの要請書を踏まえ、地元要望に最大限尊重していただくよう要請します。

1 自然環境を保全し、施設周辺的生活環境を維持・向上すること。

- ・建設予定地は、緑豊かな自然環境を形成しており、地元住民はもとより市民にとっても貴重な資源となっている。

緑地・自然環境の保全について具体的な方策を講ずるとともに、地域社会や環境に配慮した計画となるよう努めること。

2 地元をはじめ市民への適時・適切な説明と情報提供を行うこと。

- ・地元をはじめ市民は、住宅施設等の計画内容、工事の概要、緑地や自然環境の保全策、工事関係車両の台数や動線、土地の使用履歴など様々な事項について関心を持っている。

今後、基本・実施設計を進める中で、地元をはじめ市民に対して適時・適切に情報の提供を行い、その意見を尊重すること。

3 道路整備等地域まちづくりへの協力を行うこと。

- ・地元住民は、住宅施設等の建設に伴う工事車両及び施設建設後の米軍住宅居住者の生活車両が周辺交通環境に与える負荷が小さいものではないと捉え、既存道路へ及ぼす影響について懸念している。

住宅施設等の建設に伴う工事車両や施設建設後の生活車両が、周辺の道路に及ぼす影響を軽減するための具体的な措置を講ずること。